



We Draw The Lines.ca.gov

555 Capitol Mall, Suite 300
Sacramento, California 95814
Call toll free: 1-866-356-5217
Fax: 916-319-9295
Email: votersfirstact@auditor.ca.gov

委員会の委員を務めることができるのはどんな人ですか？

カリフォルニア州の投票者は、2008年11月に実施された総選挙投票で住民投票事項11として掲げられた「Voters FIRST ACT（法令）」を可決し、委員会の設立を承認しました。

この法令は、委員会委員を選出するための応募手続きの着手にカリフォルニア州監査官を指名しました。応募手続きは、以下のカリフォルニア州登録有権者を対象にしています：

- 委員に任命される直前の5年間、カリフォルニア州に同じ政党または無所属で継続的に登録されている人
- 最近3回の州総選挙のうち最低2回に投票した人

しかしながら応募者が法令により利益相反性があると定義された場合、その応募者には委員を務める資格がありません。応募用紙を提出するまでの10年間、応募者または「正真正銘」の家族関係にある人（規定で定義されることになっている）が以下の要件を満たす場合、応募者には利益相反性があります：

- カリフォルニア州または連邦議会の議員に任命された、選出された、または候補者であったことがある。
- カリフォルニア州の政党、あるいはカリフォルニア州選出の連邦議会議員候補者または公選職候補者の選挙運動委員会で役人、職員、コンサルタントとして務めたことがある。
- カリフォルニア州の政党中央委員会の委員に選出された、または任命され委員を務めたことがある。
- 公認連邦ロビイストである。
- カリフォルニア州またはカリフォルニア州の地方自治体の公認ロビイストである
- カリフォルニア州選出の連邦議会、州議会、査定平準局の職員を務め、報酬を受けたことがある。
- カリフォルニア州選出の連邦議会、州および地方自治体の公選職の候補者に年間2000ドル以上の献金をしたことがある。

また、応募者がカリフォルニア州知事またはカリフォルニア州議会議員、カリフォルニア州選出の連邦議会議員、査定平準局員の職員またはコンサルタントを務めている、契約を結んでいる、あるいは家族関係にある場合、その応募者には利益相反性があります。

###